

## 学校給食だより

# みんなの学校給食

稚内市学校給食センター  
(児童・生徒用)  
【令和8年4月発行】

令和8年度 児童・生徒の保護者の皆様へ

### 〈給食費の計算と納入方法等について〉

陽春の候 皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

4月からご入学・進級・進学されるお子さんは、きっと給食を楽しみにしてくれていることと思います。安心・安全で栄養満点な給食を提供できるよう、給食センター職員一同、努力してまいりますので、お気づきのことや、ご不明な点などがございましたら、ご遠慮なく当センターまでご連絡ください。

給食費の計算・納入方法について説明させていただきますが、**令和8年度から大きく変更となります。**

給食にかかる経費の内、人件費・設備費・管理費等の経費を市が負担し、食料費を保護者の皆様にご負担していただいています。今回、令和2年度から据え置いてきた給食費について、昨今の食材費の高騰もあり値上げいたしました。ただし、**保護者の負担軽減のため、市の助成を変更して対応しますので皆様（保護者）の負担額は下記のとおりとなります。**

### 学校給食費の計算方法

【令和7年度・改定前】

	日額	年額	保護者負担額(年)
小1	283円	53,770円	27,370円
小2~6	283円	55,185円	28,185円
中1・2	328円	62,320円	31,720円
中3	328円	59,040円	29,640円

【令和8年度・改定後】

改定後日額	年額	月額		保護者負担額(年)
		4月	5月~3月	
378円	71,820円	6,920円	5,900円	0円
378円	73,710円	6,610円	6,100円	0円
444円	84,360円	7,360円	7,000円	28,360円
444円	79,920円	7,320円	6,600円	27,120円

※ 生活保護世帯など他の制度が優先される場合もあります。

※ 年額は給食費の日額に次に記載の給食提供回数を通算し、12か月で均等割りしたものが月額になります。

(端数は4月分に加えています)(小1 190食 小2~小6 195食 中1・2 190食 中3 180食)

#### 【小学校】

国の小学校の学校給食費に係る交付金を活用し、さらに国の基準額を超え不足する分を市が独自に負担し、あわせて全額を助成しますので**保護者負担は0円（完全無償）**になります。納付書等の発送、指定された口座から給食費の引落はありません。

#### 【中学校】

給食費改定による増額分を保護者負担とならないように助成の期間を延ばし、負担を軽減します。保護者の支払いは、4月から7月までの4か月間のみとなり、8月から3月までの8か月分は市が助成しますので支払いが不要となります。負担額は上記の表にあります。

### 学校給食費の納入方法(中学校)

(1) 学校給食費の納入方法は、原則として『口座振替』による納入をお願いしています。その手続きは、以下のとおりです。ご協力をお願いします。また、兄弟姉妹それぞれで口座振替を行う場合は、それぞれの手続きが必要となりますのでご注意ください。なお、振替手数料は市が負担します。中学1年生は、令和7年度に引落されていた口座から引落されます。

① 4月から新たに『口座振替』を希望される方は、早めにご利用の銀行で手続き願います。ただし、郵便局の口座を利用される場合には、郵便局に備え付けの『自動振込利用申込書』で申し込んで下さい。

なお、年度の途中でも口座振替を希望される方は、随時申し込みできます。

また、すでに口座振替で納付されている方は、学年・学校が変わっても引続きこれまでの口座から振替しますので、新たに申し込みの必要はありません。

手続きをされた口座について、名義変更などをされた場合は、給食センターまでご一報下さい。連絡がない場合、口座振替ができない場合があります。

② 取扱い金融機関は、以下のとおりです。

稚内信用金庫本支店・北海道銀行本支店・北洋銀行本支店・北海道労働金庫本支店・北宗谷農業協同組合稚内支所・北海道信用漁業協同組合連合会稚内支店・稚内漁業協同組合・稚内機船漁業協同組合・宗谷漁業協同組合・ゆうちょ銀行

③ **口座振替日は、毎月の月末**です。

また、月末に引き落としできなかった場合には、翌月15日に再振替します。

なお、月末及び翌月15日が土曜日・日曜日及び祝日の場合には、翌平日が口座振替日となります。

(2) 口座振替を利用されない方は、納付書で納入していただきます。

納付書は、令和8年4月20日頃に発送します。

**納期限は、毎月の月末**です。月末が土曜日・日曜日及び祝日の場合には、翌平日が納期限です。金融機関のほか、コンビニからの納付も可能となっておりますので、ご活用ください。

(3) **給食の停止・再開**について

土日祝日を除き、5日以上継続して給食を停止、又は再開する場合は**停止・再開の4日前（土・日曜日・祝日は、除きます。）の午前10時までに、学校から給食センターに連絡をいただけますと対応することができます。**

(4) 転出される方は、精算をいたしますので、早めに学校へ連絡して下さい。

今年度も**給食費助成事業**を行います。中学校は8月~3月分の給食費は助成されますので、保護者の皆様が納付する必要はありません。4月~7月分を対象とした特別助成について、後日申請書を配布しますので、ご確認の上期日までに提出するようお願いいたします。(一部例外がありますので、詳しくは後日配布予定の助成制度の案内をご確認ください。)

○不明な点がございましたら下記まで問い合わせ願います。

稚内市潮見5丁目1番1号 稚内市学校給食センター  
TEL 33-6513 FAX 33-6514